

# 社会福祉法人長野県社会福祉事業団採用職員紹介報奨金要綱

令和7年4月10日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、長野県社会福祉事業団（以下「法人」という）が、安定的に地域における福祉業務を遂行するため職員の充足が不可欠であることから、法人が経営する事業所に勤務する職員の充足を図ること目的に、現に勤務する職員が人材を紹介した場合に報奨金（以下「紹介報奨金」という）を支払うことに必要な事項の要綱とする。

## (紹介対象職種)

第2条 紹介対象職種は、法人及び事業所が必要とする都度指定する。

（正職員採用試験、嘱託職員、パート職員面接等）

2 法人は、前項による公募を行う場合、職員に周知する。

（嘱託職員及びパート職員の公募は、事業所長から各事業所にメール等で周知する）

## (紹介職員)

第3条 紹介職員とは、法人事業所に勤務する全ての職員とする。但し、管理者及び採用業務に従事する者を除く。

2 紹介職員は、採用試験前に被紹介者を法人（嘱託及びパート職員にあっては事業所）に紹介する（被紹介者）

第4条 紹介職員が法人に紹介する被紹介者とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）法人の求人（職種、勤務形態等）に応じた者であること
- （2）過去に本制度を利用し採用された者でないこと
- （3）その他、法人が適しないと判断する者でないこと

## (紹介報奨金の種類、金額)

第5条 紹介職員に支払う紹介報奨金の種類及び金額は次のとおりとする。

- |  |         |
|--|---------|
| （1）紹介された者が正職員として採用され1年以上勤務した時            | 50,000円 |
| （2）紹介された者が嘱託職員として採用され1年以上勤務した時           | 30,000円 |
| （3）紹介された者（社会保険加入者）がパート職員として採用され1年以上勤務した時 | 20,000円 |

※被紹介者が1年を経過せずに他の職に転換した場合は、両方の職の合計を勤務期間とし、紹介報奨金は、転換後の職の額を適用する

例えば 令和 7 年の 12 月 1 日付けで嘱託職員として採用された者が、令和 8 年 4 月 1 日付  
けで正職員に採用された場合は、令和 8 年の 12 月 1 日をもって 1 年を経過したものとし、  
紹介報奨金の額は 50,000 円とする。

(紹介報奨金の請求手順)

第 6 条 紹介職員は被紹介者が職員として採用され 1 年経過した際、様式 1 により職員紹介報奨金届  
及び申請書を提出することができる。

(紹介報奨金の支給)

第 7 条 紹介報奨金は、第 2 条に規定する職種の人材を法人に紹介して採用に至った職員が、採用後  
1 年間を勤務した時に、紹介した職員に支給するものとする。ただし採用日から換算して 1 年以  
内に離職した場合や勤務日数が所定労働日数の 8 割に満たない場合は支給しない。

- 2 紹介された者の採用後、1 年以内に紹介した紹介職員自身が離職した場合は支給しない。
- 3 紹介報奨金は法人支出とする。
- 4 紹介報奨金の申請は、職員紹介報奨金届出書及び申請書（様式 1）を本部事務局へ提出する。
- 5 紹介報奨金の支給は、給与として職員が指定する口座への振り込みにより行う。

(紹介職員の届出)

第 8 条 紹介職員の届け出は次のとおりとする。

- (1) 正職員応募者は、採用試験面接官が紹介職員名を聞き取り、必要に応じ履歴書に記入する。
- (2) 嘱託職員、パート職員応募者は、事業所の採用担当者が紹介職員名を聞き取り、必要に応じ  
履歴書等に記入する。

(遵守原則)

第 9 条 紹介職員は、家族や知人を施設求人に対し推薦紹介する場合、次の各号に掲げる事項を遵守  
しなければならない。

- (1) 紹介職員は、本要綱の目的、趣旨を逸脱しないこと。
- (2) 紹介職員は、被紹介者の基本的人権、個人情報等に関して十分留意すること。
- (3) 紹介職員は、被紹介者の採用試験に際し、個人的に有利となる様な情報を漏らさないこと。

(その他)

第 10 条

本要綱に定めのない事項については、理事長が決定する。

(附 則)

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。